

## 皆さまのご意見をお聴かせください!

### 流山市総合計画・後期基本計画を策定します

平成20年度から策定作業を進めてきた、「流山市総合計画・後期基本計画」(以下「後期基本計画」)については、市民意識調査や意見交換会などを通して、皆様のご意見を広くお聴きし、このたび案としてまとめました。そこで、この案に対し、さらに皆様からのご意見を募集するパブリックコメントを実施します。後期基本計画は、流山市をどんなまちにしていくのか、その実現に向けた道筋となる計画です。ぜひ、皆様のご意見をお寄せください。

本計画は今後、皆様のご意見、ご提案を踏まえて計画の最終案を作成し、12月議会に議案として提案していく予定です。

#### 基礎知識 「後期基本計画」について知ろう!

##### ① まちづくりの方向を示すもの 平成22～31年度

後期基本計画(平成22～31年度)は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想(平成12～31年度)の後半の10年間、「後期」において実施する施策・事業の目標とその内容を体系的に示したものです。

##### ③ 計画を推進するための5つの基本方針

「都心から一番近い森のまち 流山」の実現を目指し、本計画では計画を推進するための5つの「まちづくりの基本方針」を定めています。これはすべての施策を推進する際に配慮する判断基準として位置づけます。

- 良質で元気なまちづくり
- 地球環境にやさしいまちづくり
- 安心安全のまちづくり
- 子育てにやさしいまちづくり
- 健康・長寿社会のまちづくり

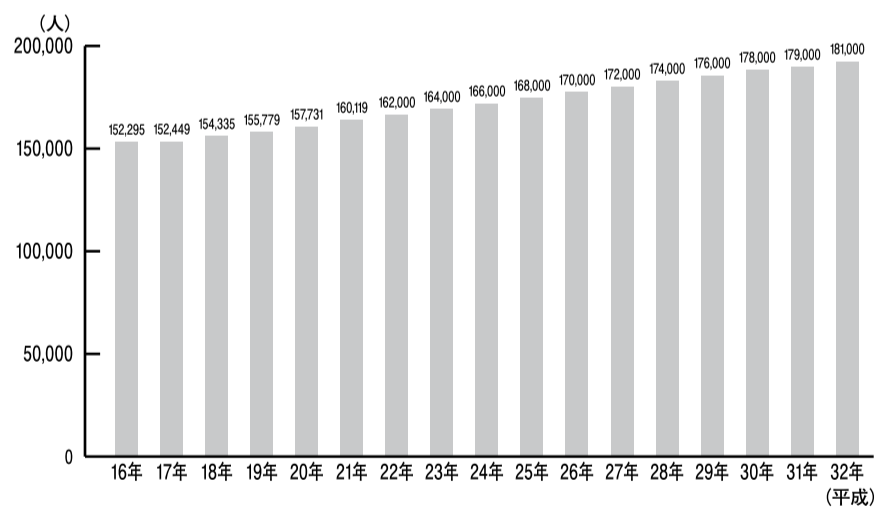
##### ② まちづくりのテーマは…

「都心から一番近い森のまち 流山」。これが後期基本計画で目指すまちづくりのテーマ。後期基本計画では、歴史や文化を大切にするとともに、つくばエクスプレスの開通により都心と30分で結ばれた効果を最大限に生かし、一方では、残された緑を守り、グリーンチェーン戦略などによって緑豊かなまちを目指します。人にも自然にも優しいまち、都心から一番近い便利で心やすらぐ森のまち。これが後期基本計画のまちづくりのテーマです。

★人口は? 平成31年度末の人口は、約18万1千人を見込んでいます(平成21年7月に再推計)。※右グラフ参照

★財政は? 10年間の財政の見通しは、一般会計で歳入・歳出ともに約3,810億円を見込みます(社会経済情勢等が大きく変化し、計画内容と乖離が生じた場合にはこれを見直します)。後期基本計画の策定にあたっては、「財政の見通し」に基づき、策定を進めました。その結果およそ870件の事務事業を後期基本計画(案)に位置づけました(前期基本計画では730件)。

■人口の見通し



#### 井崎市長からのメッセージ



未来の流山について、  
皆様のご意見をお寄せください

流山市長 井崎 義治

平成12年4月にスタートした「流山市総合計画」は、策定からまもなく10年を迎え、目標年次の平成32年に向け、折り返し地点にきました。市民の皆様の希望を乗せて走り出したつくばエクスプレスは、都心からの所要時間を飛躍的に短縮し、流山が「都心から一番近い森のまち」として知られつつあります。

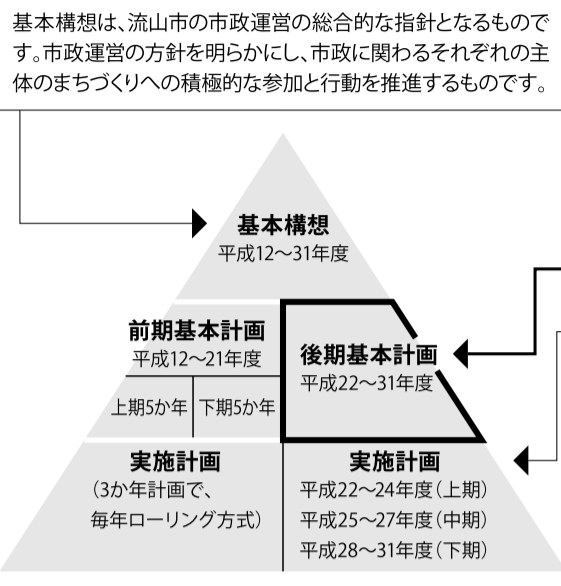
また、本年4月には県内初となる自治基本条例と議会基本条例が同時に施行され、市民、議会、行政が連携・協力し、市民自治によるまちづくりの一步を踏み出しました。

一方、わが国では少子・高齢化が進み、人口減少時代に突入しました。さらに世界規模で深刻化する地球温暖化、100年に一度ともいわれる経済危機など、時代は大きなうねりを見せています。

後期基本計画は、このような時代の潮流の中でも、流山市が力強く前進し、市民ニーズに的確に対応する自治体経営を推進するための重要な計画です。ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

はじめに
2ページから4ページに掲載しているのは、後期基本計画の素案の骨格となる、6つの政策(1-1-5節と施策の推進方策)と36の施策(1-1-5-6-4)とその基本方針です。また、このうち13の施策を重点施策に位置づけていますが、これらについては文頭に★印をつけています。なお重点施策については予算配分等において重点化を図ります。

流山市総合計画の構成



基本計画は、基本構想に定める施策の大綱に基づき、その実現を図るための施策の展開を体系別に整理し、その方向を示したものです。なお、前期基本計画では、上期5か年、下期5か年に分けて計画の推進を図りました。後期基本計画では、わかりやすさと事務の簡素化を図るため、上期・下期の区分を廃止しました。

実施計画は、基本計画に定められた基本的な施策を、行財政運営のなかで具体的に実施する事務事業を体系別に整理したものです。後期基本計画では、上期3か年、中期3か年、下期4か年の3期に分けて策定します。なお前期基本計画では、3か年の実施計画を毎年ローリングする方式で策定しました。

基本構想は、流山市の市政運営の総合的な指針となるものです。市政運営の方針を明らかにし、市政に関わるそれぞれの主体のまちづくりへの積極的な参加と行動を推進するものです。

1節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山(都市基盤の整備)

★1-1 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理
□基本方針
・地球温暖化防止の観点から市街地内CO2吸収源(\*1)の増減を目指し、公園・緑地の整備を図ります。
・地区花壇や緑化講習会等を通じて人材の確保と育成に努め、市民参加型の緑づくりの普及・啓発を促進します。

★1-2 地域特性に合った良好な市街地整備
□基本方針
・TX沿線整備事業を推進します。

既成市街地地区の駅周辺地域の住み良い住環境の向上に努めます。
・良好な都市環境の形成に向け、開発事業の適正な指導に努めます。
・指定道路(\*2) 図及び調書の作成及び建築確認・開発許可に関する情報の電子化による管理を推進します。

1-3 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全
□基本方針
・良好な景観の形成に向け、景観計画、景観条例に基づき、景観に対する意識を市民、事業者、行政が共有し、共に醸成していくよう努めます。

1-4 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進
□基本方針
・中期(3~5年)の公共下水道計画を公表し、市内地域間のバランスに配慮しながら、計画的な整備に努めます。
・下水道管の耐用年数の延伸を図るための適切な維持管理を行います。
・公共下水道への未接続帯帯に対しては、継続的に啓発活動を行い、水洗化率の向上を図ります。

★1-5 土地利用・生活環境に配慮した道路整備
□基本方針
・都市計画道路等の計画的な整備を行い、骨格となる道路ネットワークの充実を図ります。
・既成市街地の道路整備など、生活道路を整備します。
・既存道路の維持補修を計画的に行うとともに、適切かつ迅速な道路管理により、道路環境の向上を図ります。
・都市計画道路3・2・25号下花輪駒木線(江戸川新橋道路)の早期建設を千葉県と協力して促進します。

1-6 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備
□基本方針
・浸水被害解消のため、河川改修を推進します。
・雨水の流出抑制や地下水の涵養を図るため、貯留施設の整備や

浸透施設の設置促進に努めます。
・治水機能を確保するため、排水施設の整備を推進します。
・親水空間創出のため、水質浄化と景観形成に努めます。

1-7 水需要に応じた水道事業の展開
□基本方針
・TX沿線整備地区及び未給水区等における配水管の拡張を進めます。
・老朽化が進んでいる江戸川台と東部の浄水場について、計画的に更新を進めます。
・老朽化した配水管等の計画的な更新と適正な維持管理に努めます。



★1-8 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実
□基本方針
・TX・JR線の混雑緩和のため、輸送力の増強及び利便性の向上、TXの東京駅延伸の早期実現を引き続き関係機関に働きかけます。
・運河駅や初石駅の東口の開設を進めるとともに、公共交通施設の利便性・安全性の向上を促進します。
・民間路線バスの拡充を促進するとともに、グリーンバスの運行改善及び新規路線の導入を推進します。

2節 生活の豊かさを実感できる流山(生活環境の整備)

2-1 豊かで美しい生活環境の創造
□基本方針
・地球温暖化対策実行計画を定期的に見直し、それに基づく取り組みを推進します。また、生物多様性地域戦略(\*5)に基づき取り組みにも着手します。
・地域の一日清掃を通して環境美化への意識高揚を図るとともに、警察と連携して不法投棄者の摘発・不法投棄防止パトロールなどを行います。また、路上喫煙及びポイ捨て防止のパトロールやキャンペーンを推進します。
・ペットの飼い主や不在地主への啓発を行い、市民の生活環境の保全を図ります。
・騒音や悪臭、振動などの典型7公害をはじめ、生活環境に影響を及ぼす公害防止を推進します。



・高度処理型小合併浄化槽(\*6)の設置及び転換を推進します。また、50人以上の大型合併処理浄化槽の改修等に補助金を交付し、生活排水を浄化します。

2-2 環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり
□基本方針
・大量廃棄、大量リサイクルから脱却して、循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物処理基本計画を改定するとともにその推進を図ります。
・市民、事業者、行政が一体となりごみの減量や資源化を推進し、廃棄物循環型社会の構築に努めます。
・廃棄物の処理については、環境に配慮しつつ、安全かつ衛生的に処理し、ごみ排出量及び最終処分量の削減を図ります。
・クリーンセンターの適正な維持管理を図るとともに、新たに建設する汚泥再生処理センターの適正な維持管理を行います。

★2-3 自然災害・都市災害への備えと予防
□基本方針
・TX沿線土地区画整理地区内の公共施設等に行政防災無線の子局を設置します。また、老朽化した設備を更新するとともに新たな伝達手段を整備します。
・災害時に必要な生活用水や食糧、備品の確保を図ります。また、避難場所への安全な誘導に努めます。
・南部地区に公有地を活用した新たな防災広場の確保に努めます。
・戸建て住宅を中心に耐震化の促進を図ります。
・市内の人口及び建築物のバランスを考慮して消防署の適正配置及び消防施設の適正な維持管理を推進します。
・各種教育課程に消防職員を派遣するとともに訓練を実施し、職員の資質の向上を図ります。
・高度な救命救命体制を構築するとともに、市民への心肺蘇生法やAEDの利用など応急手当の普及啓発を図ります。
・平成25年度運用開始に向けて31消防本部の共同整備による消防急無線のデジタル化と千葉県北西部6市による共同指令センターの設置運用の推進並びに消防の広域化に向けた協議を推進します。

★2-4 日常生活での安全性と快適性の確保
□基本方針
・交通安全施設の適切な維持補修と整備に努め、交通事故を防止し、道路利用者の安全確保を図ります。
・市営自転車駐車場の整備促進と利便性の向上を図り、放置自転車対策を推進して、良好な駅周辺環境をつくり出します。
・通学路等における防犯灯の設置や自主防犯組織の拡充を進めて犯罪発生を抑制し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2-5 賢い消費者の育成
□基本方針
・健全な消費生活の推進を図るため、消費者への啓発や関係機

◆本文中に( )で記載している\*1~12の用語については、4面で用語の解説をしています。

関との連携を強化します。  
・複雑多様化する相談内容に対応できる体制づくりと、消費生活センターの機能強化に努めます。



## 2-6 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進

■基本方針

- ・地域まちづくり協議会及び全市コミュニティ推進委員会の設置や人材の育成支援に努めます。
- ・コミュニティ情報を積極的に提供します。
- ・自治会をはじめとしたコミュニティ関係団体の活動を促進します。
- ・コミュニティ活動の確保支援を促進します。

## 3節 学び、受け継がれ、進展する流山 (教育・文化の充実向上)

### 3-1 いつでもどこでも、誰もができる生涯学習の推進

■基本方針

- ・老朽化した生涯学習施設の耐震改修、整備を推進するとともに、文化会館の整備を検討します。また、東部地域に新たな図書館を建設します。
- ・ライフステージや生活課題に応じた学習機会・学習情報の充実を図り、市民の自主的な学習活動を支援します。

### 3-2 個性を生かす教育環境の基盤充実

■基本方針

- ・情報化時代に対応した確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むため、教育環境を整備します。
- ・フアシリティマネジメント(\*7)を導入した公共施設保全計画に基づき、戦略的かつ計画的な学校施設経営を推進します。
- ・児童・生徒の健康保持・増進のため、学校給食の安全確保と充実を推進します。
- ・学校・家庭・地域の連携を進め、社会ぐるみで学校を支援します。
- ・学校運営の効果的推進のために、教育委員会機能の充実を図ります。

### 3-3 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり

■基本方針

- ・学校・家庭・地域・行政のそれぞれが持つ教育的役割を再認識し、密接な連携のもとに、市民参加による青少年健全育成

体制を整備します。

・社会の変化に主体的に対応できる社会人となるよう、心身ともに健やかな青少年の健全育成を目指します。

・青少年の非行化を防止する広報啓発活動や街頭補導活動、青少年ふれあい運動等の充実を図ります。

・学校・家庭・地域で居場所を見失ってしまった青少年に対する相談活動を充実します。子どもが安全に暮らせるよう体制を整備します。

### 3-4 ながれやま市民文化の継承と醸成

■基本方針

- ・鑑賞のみならず、参加型、創造型の芸術文化活動を育成・支援し地域文化の振興を図ります。
- ・歴史的遺産をはじめとする文化財や伝統文化の保存と継承及び活用を努めます。

### 3-5 スポーツ活動の基盤づくり

■基本方針

- ・誰でも気軽にスポーツに参加できる場や機会を提供します。
- ・老朽化した施設の改修整備の他、スポーツフィールドの整備や総合体育館の建替えをし、スポーツの活動拠点を提供します。
- ・地域の実情や市民ニーズに対応できる生涯スポーツ指導者の育成と確保を図ります。

### 3-6 国際社会への対応

■基本方針

- ・国際化時代にあふましい人材を育成するため、今後も関係団体と連携して外国語教育の充実を図ります。
- ・外国人が市内で安心して居住することができるように、相談窓口や情報提供の充実を図ります。
- ・市民の主体的な国際交流活動を進めます。
- ・人類と世界の恒久平和を願い、市民に平和の尊さと核兵器の廃絶を訴えるため、平和施策を進めます。

## 4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山 (市民福祉の充実)

### 4-1 安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

■基本方針

- ・保育所の緊急整備や、学童クラブの計画的な整備により、待機児童を解消します。

・地域子育て支援センターやNPO等との連携により、地域と一体になった子育て支援策を推進します。

・国の制度である児童手当をはじめ、本市独自の子ども医療費助成制度など、子育てに関する助成制度等の充実を努めます。

・要保護児童対策地域協議会を構成する学校や児童相談所等の各種団体をはじめ、地域が一体となって児童虐待の防止に努めます。

### 4-2 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり

■基本方針

- ・バスなどの交通機関の利便性を向上させて、高齢者や障害者・児の移動・送迎を支援します。
- ・高齢者や障害者・児の社会参加を促進するため、サービス、情報提供などを充実します。
- ・高齢者や障害者・児が社会的に自立するため、就労・就学・在宅生活への支援を充実します。
- ・保健・医療・福祉分野の連携を深め、高齢者や障害者等の保健医療を充実します。

### 4-3 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり

■基本方針

- ・要生活保護世帯が社会的に自立できるよう就労支援事業や各種支援の充実を図ります。
- ・入居者の高齢化等に応じたバリアフリー化を推進した市営住宅の整備を行います。

### 4-4 健康で明るい暮らしづくり

■基本方針

- ・市民が安心して医療機関に受診できるような初期医療体制の整備を進めます。
- ・市民の健康に関する意識の向上を促し、健康につながる事業を実施します。
- ・健康の自己管理意識の高まりを支援し、市民活動団体と協働して健康情報の提供をします。

### 4-5 地域で支える福祉のまちづくり

■基本方針

- ・市民一人ひとりが地域社会の一員として、快適で豊かな生活を送ることができる社会づくりを推進します。
- ・地域福祉活動の拠点となる福祉会館を安心して快適に利用できるように整備します。
- ・地区社会福祉協議会との協働を推進します。



### 4-6 バリアフリーのまちづくり

■基本方針

- ・安心安全な道路の計画的整備と公共施設のバリアフリー化を横断的に推進します。
- ・高齢者や障害者等が地域で安心して暮らせる、住みやすい環境づくりを推進します。

### 4-7 誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり

■基本方針

- ・福祉サービス全般にわたる情報提供の充実、相談体制の充実を図ります。
- ・福祉サービス体制を整備し、市民ニーズに対応した分かりやすい福祉施策を推進します。

## 5節 賑わいと活気に満ちた流山 (産業の振興)

### 5-1 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化

■基本方針

- ・市の魅力や首都圏を中心にPRし、企業誘致、住民誘致を推進します。
- ・地域の特性に応じた新たなサービスやイベントを展開し、魅力ある商店街づくりを支援します。
- ・流山おおたかの森駅周辺に新たな商業核を形成します。
- ・商業経営の安定と近代化のために資金を融資します。
- ・流山商工会議所の商業振興事業を支援し、商業の活性化を図ります。

### 5-2 工業の強化と新たな産業の創造

■基本方針

- ・流山商工会議所と連携し、工業の活性化を図ります。
- ・産学官民の連携を推進し、新たな製品の開発や新たな産業の創出を支援します。
- ・まちづくりに適合した知識集約型(\*8)の企業の誘致に努めます。

### 5-3 誰もが安心して働ける環境・基盤づくり

■基本方針

- ・コミュニティプラザの設備更新など計画的な整備とともに、施設利用者への安全配慮はもとより、健康増進のための自主事業を展開し、利用率の向上に努めます。
- ・流山市地域職業相談室利用者の就職率を高め、各種就労支援事業を展開し、同相談室の機能拡充に努めます。また、若年層者の早期就労、中高年齢者と子育て中の女性の再就職を支援します。



5-4 多様な方面からの農業の振興

- 基本方針
  - ・都市型農業に対応した施策を推進します。
  - ・土地改良施設の整備・改修を支援し、安定生産のできる生産基盤の構築と経年劣化の著しい農道の整備・補修を推進します。
  - ・生産効率を高めて所得の向上を図り、農産物の安定供給を支援します。
  - ・体験農園・市民農園等の開設を支援します。また、地産地消を更に拡大推進するため、農産物直売農家のPRに努めるとともに、アグリサポート（\*9）等農業支援組織の育成を図ります。
  - ・減農薬・減化学肥料型農業の推進や有機農法の推進を行うなど、環境保全型農業の推進を図ります。また、農地の適正管理等に努めます。
  - ・都市の中の農地保全に努めるとともに、遊休農地を利用して景観形成作物（\*10）を栽培し、地域の美化を図ります。
  - ・新川耕地は水稲の生産を基本とした作業受委託を促進するとともに、遊休農地は農用地利用集積による活用を図ります。

5-5 特色ある観光の育成と創設

- 基本方針
  - ・観光資源や観光施設の保存・整備等を進め、観光スポットの定着を図ります。
  - ・さまざまな観光ルートを提示して、観光客の回遊性を高めま
  - ・地域の伝統行事やふるさと産品を市民とともに継承し、ふるさと意識を高め、それを発信していきます。
  - ・観光協会の育成や事業に対する助成を行います。

■ 施策の推進方策 ■  
公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行政運営（行政の充実）

6-1 市民参加の地域社会づくり

- 基本方針
  - ・より多くの意見を市民から聴取するとともに、その意見に対する行政の対応を明確にすることで、広聴機能の充実に努めます。
  - ・個人情報保護に配慮した情報公開と積極的な情報提供による広報活動に努めます。
  - ・パートナーシップによる協働のまちづくりを推進します。
  - ・市民自治の更なる発展を推進します。

6-2 健全で効率的な行政運営

- 基本方針
  - ・政策の実現を図るため、健全な行政運営を推進します。ま

た、税金については適正な評価の下の賦課と、累積滞納者への徴収強化に努めます。

・弾力的かつ横断的な組織・運営体制を整備し、コスト削減と同時にあらゆる分野において、市民との協働を実践していきま



- ・総合計画に基づき、計画的な行政運営を推進します。
- ・ICT（\*11）を活用した行政運営の効率化を更に推進し、また、情報セキュリティ対策として職員研修を実施するとともに、セキュリティ監査等を通じ改善を図ります。
- ・品質低下防止のため、価格以外の技術力等も評価して落札者を決定する総合評価方式の入札範囲を拡大していきます。
- ・当面利用予定のない市有地は積極的に貸付を行うとともに、道路残地等利用価値の薄い土地については、引き続き売却を推進します。
- ・公共施設維持管理マニュアル等に基づく公共施設の適切な管理に努めるとともに、市有財産を適切に管理します。
- ・各所に分散して保管している公文書を一元的に保存管理します。
- ・研修等を通じて、職員の能力の向上に努めます。また、職員の適材適所への配置を進めるとともに、職員の健康管理に努めます。

6-3 地方分権・広域行政への取組

- 基本方針
  - ・限られた財源を有効に活用し、効果的効果的な行政運営を図るため、広域行政で設置している障害者施設（みどり園）の運営の方法を構成市において協議します。
  - ・権限委譲事務の選定については、県担当とも十分協議しながら慎重に検討します。
  - ・流山市議会基本条例に基づく議会改革のさらなる深化・発展を推進します。
  - ・公共施設への指定管理者の導入を拡大するほか、アウトソーシング（\*12）を充実させ、その経過、結果をモニタリング等により検証して市民サービスの向上を図ります。

6-4 男女共同参画社会づくり

- 基本方針
  - ・男女共同参画プランの改定、推進を図り、人権の尊重や男女が対等な立場で参画できるよう啓発に努めます。



基礎知識

後期基本計画「用語の解説」

本文中に（ ）で記載している\*1~12の用語について解説しています。

- (\*1) CO<sub>2</sub>吸収源  
吸収源の種類としては、海洋、森林、土壌があるが、本計画では高木を含めた緑をCO<sub>2</sub>吸収源としている。
- (\*2) 指定道路  
道路法、都市計画法などの法律によらない宅地造成などにより造られた私道や古くから地域で利用されている4m未満の道で、特定行政庁から道路として指定された道路。
- (\*3) 地区計画  
都市計画法に基づき、それぞれの地区の特性に応じて良好なまちづくりを行うために、地区の目標や建築物の建て方のルールなどを具体的に定め、住民などの意見を反映しながら、その地区独自のまちづくりルールをきめ細かく定めるもの。
- (\*4) 建築協定  
建築基準法で定められた基準に上乗せる形で、地域の特性などに基づく一定の制限を地域住民が自ら設けることのできる制度。
- (\*5) 生物多様性地域戦略  
生物多様性基本法第13条において、都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めるもの。
- (\*6) 高度処理型小型合併浄化槽  
通常の合併処理浄化槽の機能に、窒素やリンを除去する機能を備えた浄化槽。
- (\*7) ファシリティマネジメント  
市が保有、賃借する施設（土地、建築物、設備等）において、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動。
- (\*8) 知識集約型  
労働集約型産業に比べ、知識や技術を多く投入する産業のこと。代表的なものとして、コンピューター関連産業、バイオテクノロジー関連産業などがある。
- (\*9) アグリサポート  
労働力が必要な農家と農家の手伝いをしたいという市民がそれぞれ登録を行い、条件のあった方と契約をしたうえで、農作業を手伝う制度。
- (\*10) 景観形成作物  
農業生産を目的とするだけでなく、地域の景観向上に寄与する作物。
- (\*11) ICT(アイ・シー・ティー)  
情報通信技術のこと。Information and Communication Technologyの略。
- (\*12) アウトソーシング  
外部への業務委託を指すが、本市では、市民参加の一環として、個人の市民、NPO(法人・ボランティア団体を含む)、自治会、民間企業を含め外部の機能や資源を活用することを指す。

パブリックコメント募集

「後期基本計画」の素案に対するご意見、ご提案などがありましたら、手紙、ファクス、電子メールなどで、市までお寄せください。

なお、より詳細な施策内容や主な事務事業、事業の実施時期・実施主体、目標指標などをまとめた「後期基本計画説明書」(素案)は、情報公開コーナー(市役所第2庁舎1階)、企画政策課(市役所第1庁舎3階)、図書館(中央図書館・森の図書館)、各公民館、各出張所、生涯学習センター、市民活動推進センターで公表していますので、そちらもご覧ください。

【意見・提案の提出方法】

氏名と住所、連絡先の電話番号をお書きのうえ、対象箇所(例えば、「6-2健全で効率的な行政運営の基本方針の3番目について」、などのように)と意見等の内容をお書きください。

▶意見・提案の提出先/流山市企画財政部企画政策課  
〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1 FAX 7150-0111  
E-mail: kikakukeiei@city.nagareyama.chiba.jp  
流山市ホームページ: http://www.city.nagareyama.chiba.jp/

【提出期限】平成21年10月5日まで

【問い合わせ先】流山市企画財政部企画政策課 電話 7150-6064

Interview

豊かな環境や地域の特性を生かした発展を

流山市総合計画審議会会長  
東京大学空間情報科学研究センター 副センター長  
浅見 泰司さん



平成20年4月22日に第1回総合計画審議会を開催してから、これまで後期基本計画策定に関する基本方針に基づき、議論を重ねてまいりました。

特に、現在の厳しい経済情勢の中においては、「あれもこれも」と事業を行うわけにはいきません。数ある要望の中から真に市民が必要とする事業を見極め、効率的かつ効果的な行政運営を行っていかなくてはなりません。

こうした考え方のもと、流山市総合計画審議会では、流山市が今後10年の間に、その豊かな環境や地域の特性を生かし、堅実に、そして確実な発展を遂げられるよう、委員一同腐心しております。

今回、後期基本計画の素案がまとまりましたので、ぜひ市民の皆様のご意見をいただき、よりよい計画を目指したいと考えております。